

2 - 1 - 14 電子データの提出

本編第2章2 - 1 - 11 提出図書類 に規定する電子データの提出については、以下によるものとする。

- 1 . 電子媒体は、C D - RまたはD V D - R（一度しか書き込みができないもの）の使用を原則とする。
- 2 . 電子媒体には、業務名称、受注者名、整理番号、提出日時、データ内容等を明記しなければならない。
- 3 . 提出にあたって、受注者は、以下のウイルス対策を行わなければならない。
 - （1）納品すべき成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行い、ウイルス感染が無い事を確認する。
 - （2）ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを使用する。
 - （3）最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。
 - （4）電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日（西暦表示）」を明記する。